



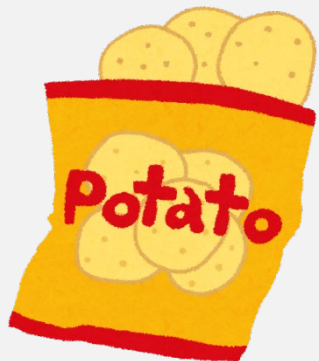
ポテトチップスを輸出する場合・・・



弊社はポテトチップスをマレーシアへ輸出しております！



税率を比較してみよう！

輸出産品	協定	適用前関税率	適用後
ポテトチップス HSコード： 2005.20 	日マレーシア協定	8.0%	0%
	日アセアン協定	8.0%	0%
	CPTPP	8.0%	0%
	RCEP協定	8.0%	0%



関税率はどの協定を使っても同じですね！
この場合、どうやって利用する協定を
選んだら良いのでしょうか？



次は**品目別原産地規則**を比較して
みることをお勧めします！



品目別原産地規則……
ってなんですか？



加工食品の場合は、原則として
日本で生産していることに加えて
品目別原産地規則を
満たしているか確認する必要があります。

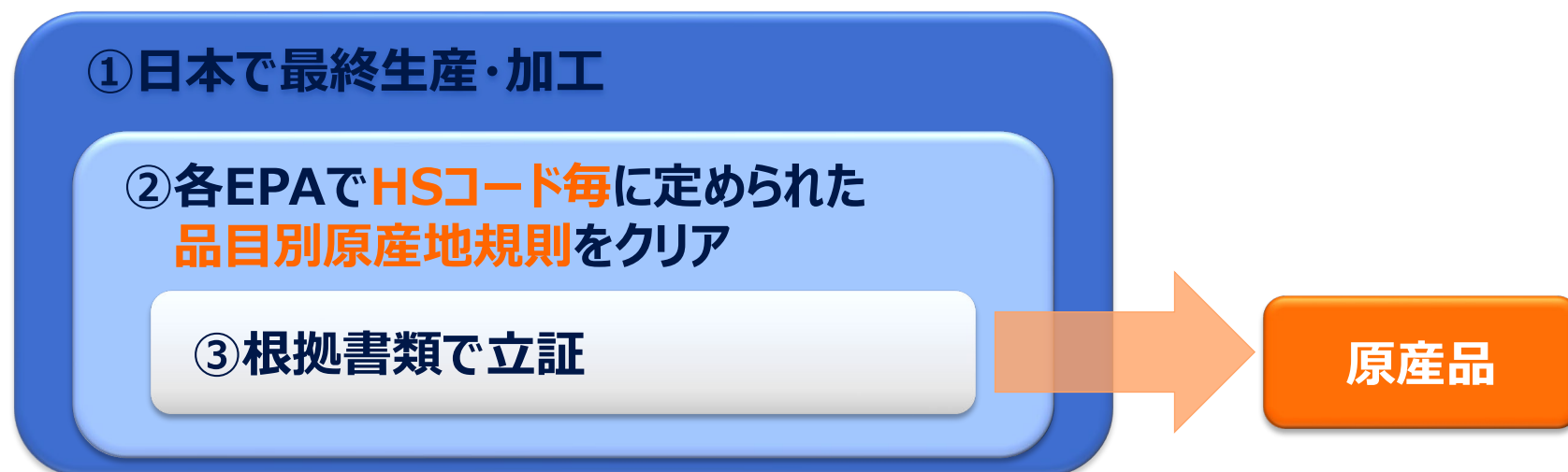
えっ！？
日本で生産されている証明だけでは
EPAの原産品にはならないのですか？



加工食品のEPAの原産品の考え方

以下3点、全てを満たすもの = EPAの原産品 *1

- ① 日本で最終生産・加工がされている
- ② 各EPAでHSコード毎に定められた**品目別原産地規則**をクリアしている
- ③ ①②を満たしていることが根拠書類で証明されている



*1 この他全ての材料が締約国原産であることを証明する方法（完全生産品、原産材料のみから生産される産品）もある

品目別原産地規則とは・・・

EPAの原産品と認められる基準で
HSコード（品目） 毎かつEPA毎に異なる



品目別原産地規則の確認方法

原産地規則ポータル :

<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>



ポテトチップス（2005.20）の品目別原産地規則

HSコード

2005.20



×

×

日マレーシア
協定

日アセアン
協定

CPTPP*

RCEP協定

||

||

CC（第7類からの変更を除く。）*1

CC

要約

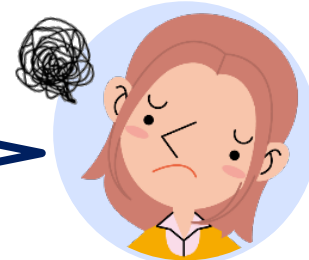
要約

7類*1と20類に入る非原産材料を
使用してはならない

20類に入る非原産材料を
使用してはならない

*1 CPTPPは第7類ではなく「第07・01項、第0710・10号、第0711・90号、第0712・90号又は
第11・05項の材料からの変更を除く」という要件だが、第07・01項がじゃがいもであるため上記では同様に表現

すみません、もう少し簡単に説明をお願いします。



日マレーシア協定・日アセアン協定・CPTPPの場合・・・

材料

日本で生産

輸出品



じゃがいも (0701)

海外産 = 非原産材料



7類と20類以外の材料は
海外産でもOK！



ポテトチップス (2005.20)

非原産品

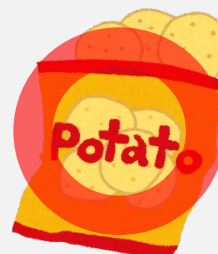


じゃがいも (0701)

日本産or締約国産 = 原産材料



7類と20類以外の材料は
海外産でもOK！



ポテトチップス (2005.20)

原産品



弊社は原料であるじゃがいもをアメリカから輸入しております。
この場合、日マレーシア協定、日アセアン協定、CPTPPでは原産品とならないということでしょうか？

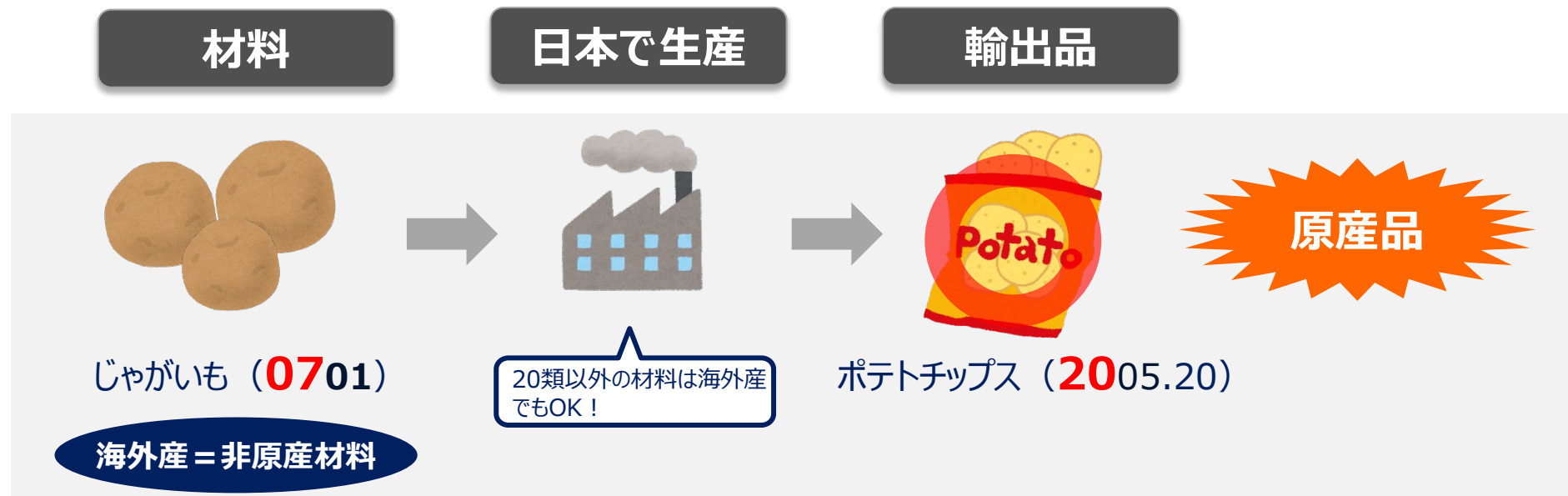


そうですね。
でも、じゃがいもがアメリカ産でも
RCEP協定では原産品となるんです！



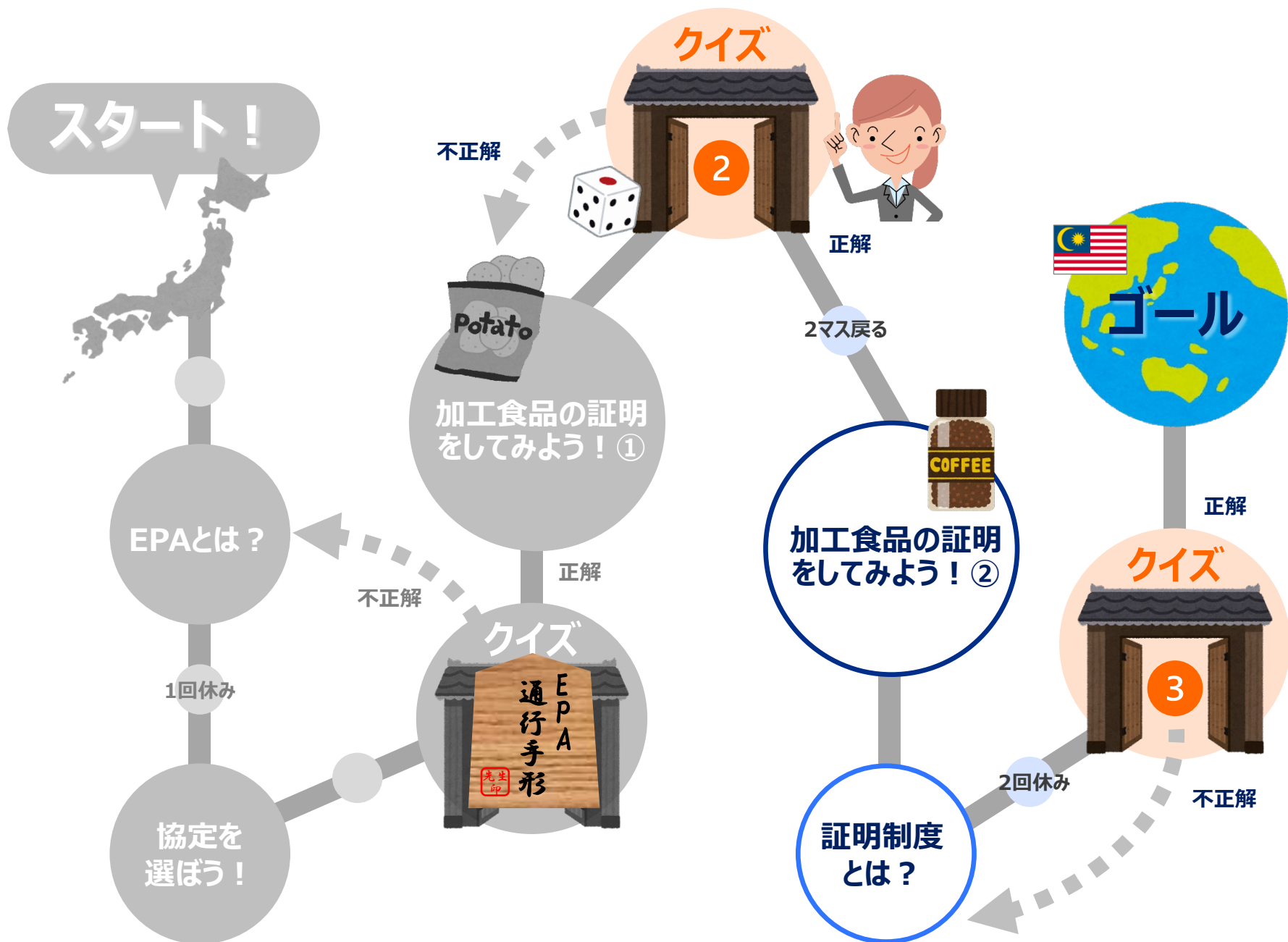
本当ですか！？
利用する協定によっては原産品になる
ということなんですね！

RCEP協定の場合・・・



RCEP協定であれば、じゃがいもがアメリカ産でも
輸出品は原産品になるんですね！
これで弊社の製品も関税も0%になります！！







クイズ 第2問



加工食品の多くの場合、日本で生産していれば
EPAにおける原産品と認められるでしょうか？

A

利用協定上、HSコードに規定される
品目別原産地規則を満たす必要がある！

B

日本で生産していれば、必ず原産品となる。



クイズ 第2問

加工食品の多くの場合、日本で生産していれば
EPAにおける原産品と認められるでしょうか？

A

利用協定上、HSコードに規定される
品目別原産地規則を満たす必要がある！



B

日本で生産していれば、必ず原産品となる。



クイズ 第2問

加工食品の多くの場合、日本で生産していれば
EPAにおける原産品と認められるでしょうか？

A

利用協定上、HSコードに規定される
品目別原産地規則を満たす必要がある！

B

日本で生産していれば、必ず原産品となる。





クイズ 第2問

加工食品の多くの場合、日本で生産していれば
EPAにおける原産品と認められるでしょうか？

A

利用協定上、HSコードに規定される
品目別原産地規則を満たす必要がある！



B

日本で生産していれば、必ず原産品となる。